

定例記者会見 市長コメント（概要）

① 令和4年8月釜石市議会臨時会付議事件について（資料1）

8月1日に招集する臨時会に付議する事件は2件で、内訳は、変更請負契約の締結に関する専決処分の報告1件、令和4年度補正予算1件。

資料1-3「予算の概要と主要事業」の1ページをご覧願う。

今議会に提案する補正予算は、一般会計の1件。

補正額は2億1,760万円の増額で、補正後の予算額を204億9,260万円として、コロナ禍における原油価格、物価の高騰などに対する各種支援事業を計上している。

新規事業は資料6ページの通り4件、1億4,855万円を計上している。

今回提案する予算の事業を、資料に沿ってご説明する。

資料3ページ、番号1の「新型コロナウイルス感染症公共交通対策事業」、予算額205万円は、燃料費高騰の影響で大きな負担が生じているバス事業者及びタクシー事業者に対し、事業継続を支援するため、交付金を支給するものである。

番号2の「子育て世帯支援給付金事業」、予算額1億575万円は、食費等の物価高騰による、支出の増加の影響を受けている子育て世帯に対して、岩手県の補助金を活用して給付を行うもの。

番号3の「林業燃油価格高騰対策緊急支援事業補助金」、予算額1,030万円、資料4ページ、番号4の「漁業燃油価格高騰対策緊急支援事業補助金」、予算額750万円は、コロナ禍において原油価格や物価の高騰に直面している林業事業者や漁業協同組合等に対して、運搬費用や燃油代等を緊急的に支援するもの。

番号5の「水産加工業省エネルギー化緊急対策支援事業補助金」、予算額2,500万円は、水産加工事業者の省エネルギー化に資する設備等の整備に係る経費を緊急的に支援し、燃油価格高騰の影響を受けにくい水産業への転換を促進するもの。

番号6の「新型コロナウイルス感染症経済対策事業」、予算額6,550万円は、コロナ禍における原油価格の高騰の影響を大きく受ける市内中小事業者等に対し、支援金を支給するための予算を5,800万円計上するとともに、国又は岩手県が実施する補助事業等を活用して経営改善に取り組む事業者に対し、補助事業等の自己負担分に応じて支援金を支給する予算を750万円計上したもの。

資料5ページ、番号7の「四季彩イベント開催事業」、予算額150万円は、令和2年、3年が中止となった「釜石まつり」の再開に向けて、各参加団体が新型コロナウイルス感染症の感染対策を徹底し、安全・安心に参加できるよう支援するものである。

なお、今回提案する予算の事業は、すべて新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する予定としている。今年度、当該交付金を活用する予定の事業は、資料の9ページにまとめているのでご参照願う。

② 新型コロナウイルス感染症対策について

5月30日に、岩手県独自の緊急事態宣言が解除されたが、7月に入り、再び全国的に新規感染者数が急速に増加し、県内でも7月23日には、過去最多となる1日で1,000名を超える新規感染者が確認されるなど急速に感染が拡大している。

釜石保健所管内でも、学校や教育・保育施などでクラスターの発生が続き、管内の新規感染者数は、7月28日現在で411名に上り、これまでにないスピードで増加しており、さらなる感染拡大が憂慮される状況となっている。

感染が拡大している中で、夏休み期間中であり、これからお盆も迎え、さらには人の接觸機会の増加が見込まれますので、市民の皆様には、感染を拡大させないために、次のことに努めていただくようお願いする。

一つは、屋内において人が集まる際には、適切に換気を行うとともに、手指消毒や場面に応じたマスクの着用など、改めて基本的な感染防止対策の徹底をお願いする。

二つ目は、発熱や症状が見られるときには、学校への登校や職場への出勤など外出を控え、医療機関を早期に受診するようお願いする。

感染の不安がある場合には、市内4か所の調剤薬局で行っている無料検査を活用するなど、感染防止対策の徹底に最大限の注意を払うようお願いする。

次に、新型コロナワクチンの接種状況についてである。

2回目の接種から6か月以上経過した12歳以上の方への3回目の接種の状況は、7月26日現在、対象者28,789人の内、23,274人の追加接種を終えており、接種率は80.8%となっている。

また、5歳から11歳までの小児を対象としたコロナワクチンの2回目の接種については、7月26日現在、接種対象者1,387人の内、691人が2回目までの追加接種を終えており、接種率は49.8%となっている。

小児の接種には、保護者の方にはお子さんの健康状態などを考慮された上で判断していただくようお願いしている。

次に、4回目の接種についてである。接種対象者は、3回目の接種から5か月以上経過した方で、60歳以上の方、18歳から59歳までの基礎疾患のある方及び感染した場合に重症化するリスクが高いと医師が認める方に加え、7月22日からは、新たに、医療従事者及び高齢者施設等の従事者も対象となっている。

一般の60歳以上の方には、7月19日から医療機関での個別接種と、7月23日からはイオンタウン釜石を会場とする集団接種を開始しており、接種対象の方には3回目の接種から5か月を経過後、順次接種のご案内をする。

まだ一度も接種されていない方にも、接種できるように調整しているので、接種を希望される方は、市に相談していただくようお願いする。

国が9月末と定めている無料接種期間内に接種が終えられるよう、引き続き、釜石医師会をはじめ各医療機関と連携し取り組んでまいる。

次に、生活に困窮されている方への支援についてである。

釜石市社会福祉協議会が窓口となり、一時的な資金の緊急貸付を行う「生活福祉資金貸付制度」は、令和元年度からこれまで315件の相談が寄せられており、生計の維

持が困難になった場合に少額の貸付を行う「緊急小口資金」は、145 件 2,770 万円、生活再建までの費用の貸付を行う「総合支援資金」は、延べ 109 件 6,015 万円の貸付が行われている。

貸付期間が終了した後も生活に困窮する世帯を支援する「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」は令和 3 年度に創設されたものですが、これまで 17 件の相談が寄せられている。

その内、単身世帯の延べ 3 世帯に対しては、一月あたり 6 万円、複数世帯 1 世帯に対しては、一月あたり 10 万円、計 60 万円の支援金の支給を決定している。

また、国の経済対策として住民税非課税世帯並びに家計急変世帯に対し、1 世帯あたり 10 万円を給付する「臨時特別給付金」は、7 月 13 日現在、令和 3 年度の住民税非課税世帯 4,746 世帯及び令和 3 年 1 月以降の家計急変世帯 4 世帯に対し 4 億 7,500 万円の給付を行っている。

さらに、これまでに本給付金を受給しておらず、新たに令和 4 年度の住民税が非課税となった世帯も対象となることから、該当すると思われる 456 世帯には、7 月 13 日に確認書を送付しているので、回答を待って順次給付を行ってまいる。

次に事業者支援についてである。

まず、市内飲食店、小売業者などの店舗で利用可能なプレミアム付き商品券・食事券を発行する「かまいしエール券事業」は、6 月 13 日をもちまして 15,000 冊が完売となり、7 月 10 日までに約 6 千万円分が市内取扱店で利用されている。

消費喚起策として 7 月 15 日にスタートした「タクシー、運転代行利用キャンペーン」では、18 時以降の飲食店利用者に対して、タクシーや運転代行の乗車料金を支援している。

市内の宿泊施設をはじめとした地域経済の活性化を図るため、宿泊料金の割引を行った宿泊業者に対し補助金を交付する「かまいし宿泊エール割事業」は、4 月 9 日から実施した第 4 弾が 7 月 10 日に終了し、期間中に 21,540 人泊分の利用があった。この利用状況を受け、7 月 16 日からは宿泊対象を市外在住者として第 5 弾を実施している。

8 月釜石市議会臨時会では、現在のコロナ禍において原油価格・物価高騰の影響を受ける事業者への支援策を提案し、これら支援策の実施により、事業者の事業継続を下支えしながら、地域経済の再生・活性化につなげたいと考えている。

③ マイナンバー漏えいに係る対応について

約 600 名分のマイナンバーのデータが元市職員の自宅パソコンに送信された事を受けて、市ではそのデータを精査したところ、対象となる方々は 550 名であった。

その方々に対しては、6 月 6 日付けでお詫びの文書を個別に発送している。

その文書においては、市の方針として、対象となられた方々の不安を解消することを第一と考え、マイナンバーの変更を希望する方には、対応する方向で検討していたことから、「関係機関と調整した上で手続きを行う」という内容でお知らせしていた。

本事案発生当初から、関係省庁と協議を続けていたが、最終的には、マイナンバーの変更が可能な要件は「マイナンバーが漏えいしただけではなく、漏えいしたデータが不

正に用いられるおそれがあると認められるとき」に限られることから、マイナンバーの変更の事案には当たらないとの見解が示されたところである。

そのため市では、流出したと思われる年度以降において、マイナンバーに係る相談の有無について、庁内関係部署や消費生活センターなどの相談記録等を改めて確認した。

その結果、漏えいから既に 5 年が経過しているが、現時点において被害等は確認されていない。

今後の不正な利用の可能性については、自宅パソコンに送信された情報については、開封された形跡はなく、外部への流出が無い事を釜石警察署及び市が立ち会いのもと確認し、データを全て削除していることから、不正利用の可能性は極めて低いものと判断している。

さらに、法律においては、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、マイナンバーの利用範囲を限定し、利用目的以外での利用を禁止するなどの各種保護措置が設けられているため、他人のマイナンバーを用いた成りすまし等での手続きができない仕組みとなっている。

以上のことから、市では関係省庁の助言及び見解を踏まえた上で、今回の事案は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に定める「マイナンバーが漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められるとき」には該当しないものと判断した。

対象となられた方々に対しては、マイナンバーの変更は行わない旨を文書で改めてお知らせする。

対象となられた方々を始め、市民の皆様に、ご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げるとともに、ご理解いただくようお願いする。

④ 釜石市民体育館の利用再開について

3 月 16 日未明に福島県沖で発生した地震において、当市では震度 5 弱を記録し、市民体育館の屋根部分の H 鋼材をつなぐボルト 2 箇所 4 本が破断・落下したことにより、市民をはじめとする利用者の皆様の安全を第一に考え、施設を休館するとともに庁内に釜石市民体育館地震事故調査委員会を設置し、これまで 9 回委員会を開催し原因の究明と今後の対応策の協議を行ってきた。

また、第三者機関からの専門的な意見や指導を求めるることとして、「一般社団法人建築研究振興協会」に診断を設計・施工側から依頼し、原因究明と修繕工法について意見をいただいたところである。

前回の記者会見でお示しした原因と補強修繕工法について、今般、補強修繕工事に係る設計者、施工者及び市において合意に至ったことから、25 日に工事に着手したので、9 月からの体育館利用再開を目指してまいる。

利用者の皆様にはご不便をおかけするが、今しばらくお待ちいただくようお願いする。